

小矢部市婚活支援事業企画運営業務プロポーザル実施要領

I 基本事項

1 趣旨等

この要領は、小矢部市婚活支援事業企画運営業務（以下「業務」という。）について、事業者の能力等を総合的に比較検討し、最も適した受託事業者を選定するため、必要な事項を定める。

本プロポーザルの実施及び契約の締結にあたり、必要な手続き等については、関係法令によるほか、この要領によるものとする。

2 プロポーザルの概要

公募型プロポーザル方式により、業務受託候補者を選定する。

3 業務の概要

(1) 業務の名称

小矢部市婚活支援事業企画運営業務

(2) 業務の目的

結婚を希望する独身男女により多くの出会いの機会を提供し、婚姻率の向上を目的とする。

(3) 業務の内容

別紙1「小矢部市婚活支援事業企画運営業務 仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結の翌日から令和7年3月31日(月)まで

(5) 業務委託料

本業務の委託料は 1,130,000 円(消費税及び地方消費税を含まない)以内とする。この委託料は別紙仕様書のほか、企画提案書で提案した事項がすべて実施できる費用とする。

この委託料は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。

4 発注者及び事業担当課

(1) 発注者

小矢部市

(2) 事業担当課

小矢部市企画政策部定住支援課

〒932-8611 富山県小矢部市本町1番1号

TEL 番号 0766-67-1760(内線 734)

FAX 番号 0766-50-9177

E-mail teiju@city.oyabe.lg.jp

5 参加資格要件等

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出時点において、小矢部市契約規則(昭和48年小矢部市規則第8号)第20条第2項に規定する指名競争入札の参加資格名簿に登載されている者であり、かつ小矢部市建設工事等指名停止要領第3条第1項の規定に基づく指名停止がされていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による再生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 代表者、役員又はその使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (6) 小矢部市暴力団排除条例(平成24年小矢部市条例第1号)第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

6 プロポーザル実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の公表	4月8日(月)【市ホームページに掲載】
質問書の提出期限	4月17日(水)午後5時まで
質問書への回答期限	4月19日(金)までに全者に回答(電子メール)及び市ホームページに掲載
参加表明書の提出期限	4月23日(火)午後5時まで
参加資格要件確認結果通知	4月25日(木)
辞退届の提出期限	5月10日(金)午後5時まで
企画提案書等の提出期限	5月10日(金)午後5時まで
企画提案書及びプレゼンテーション等による審査(総合評価)	5月17日(金)(予定)
審査結果通知	5月22日(水)(予定)
契約	5月24日(金)(予定)

7 実施要領の取得

- (1) 取得方法 実施要領は小矢部市ホームページからダウンロードにより取得するものとする。

- (2) 取得期間 令和6年4月8日(月)から令和6年4月17日(水)まで
- (3) URL <https://www.city.oyabe.toyama.jp/>

II 審査・選定等

1 選定の方法

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等による審査(総合評価)を行い、業務受託候補者1者を選定する。

2 質問及び回答

質問は質問書(様式1)により行うこととし、原則、口頭による質問は受け付けない。

(1) 質問書の提出期間

令和6年4月8日(月)から令和6年4月17日(水)午後5時まで

(2) 質問書の提出場所

事業担当課：小矢部市企画政策部定住支援課

(3) 質問書の提出方法

質問書を作成し、電子メールまたはファクシミリで提出すること。

(4) 質問書の回答

質問に対する回答は、令和6年4月19日(金)までに電子メールでの送信及び小矢部市ホームページに掲載する。なお、質問への回答内容は、本実施要領等の追加または修正とみなす。

3 参加表明書の提出

(1) 提出書類

参加表明書(様式2)、参加資格誓約書(様式3) 各1部

(2) 提出期限

令和6年4月23日(火)午後5時必着

(3) 提出場所

事業担当課：小矢部市企画政策部定住支援課

(4) 提出方法

持参、簡易書留郵便、又は電子メールにより提出すること。なお、郵便による提出の場合は、提出期限内に必着すること。

4 参加辞退書の提出

参加表明後の辞退は、参加辞退書(様式4)を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年5月10日(金)午後5時必着

(2) 提出場所

事業担当課：小矢部市企画政策部定住支援課

(3) 持参、簡易書留郵便、又は電子メールにより提出すること。なお、郵便による

提出の場合は、提出期限内に必着すること。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 企画提案提出書（様式5） 1部

② 見積書（様式任意） 1部

見積金額は税抜きとし、内訳がわかるよう記載すること。

③ 企画提案書 5部

・用紙サイズは、原則としてA4判で作成し、文字のサイズについては、10.5ポイント以上、上下左右に20mm以上の余白を設けるものとする。

・用いる言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計算法によるものとする。

・以下の項目を全て網羅し、ページ数は片面を1ページとし、両面印刷で30ページまでとする。なお、任意様式のタイトル及び目次は、ページ数に含まれないものとする。

・本業務の実施内容について、以下の項目ごと、項目順に具体的な提案内容を記載すること。

ア 過去3年における自治体主催での婚活セミナーやイベントの実績と内容とカップル成立や成婚の実績とその創意工夫について（3件程度）

イ 本市における大人数交流イベントの内容とその期待する効果について

ウ 婚活セミナーの内容とその期待する効果について

エ 大人数交流イベント及び少人数イベント参加者の集客の方法について

オ 大人数交流イベント業務体制と少人数イベントの業務体制について

カ イベント参加者の情報の管理方法について

(2) 提出期限

令和6年5月10日（金）午後5時必着

(3) 提出場所

事業担当課：小矢部市企画政策部定住支援課

(4) 提出方法

持参又は簡易書留郵便により提出すること。なお、郵便による提出の場合は、提出期限内に必着すること。

(5) 再提出等

提出後の内容の変更及び追加、再提出は認めない。

6 業務受託候補者の選定

(1) 選定組織

業務受託候補者の選定は、3名の委員で組織する「小矢部市婚活支援事業企画運業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」が行う。プレゼンテーションは、概ね説明15分質疑応答10分の予定で実施する。プレゼンテーションに使

用するプロジェクター及びスクリーンは小矢部市で用意するが、その他PCや必要な機器については、各事業者で用意すること。なお、プレゼンテーション参加者人数は3名までとする。

- (2) **別紙2**「企画提案評価項目表（評価基準）」での配点、プレゼンテーション及びヒアリングにより評価する。（総合評価）

7 企画提案書等の審査

- (1) 企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等による審査

選定委員会においてプレゼンテーション等に対するヒアリングを実施し、総合評価のうえ最優秀者1者を選定する。

企画提案書の説明やプレゼンテーションは、プロジェクター等の使用により行い、その後、選定委員会によるヒアリングを行う。

なお、提出書類以外の追加資料の提出は認めない。

プレゼンテーション等の順番は参加申込書の受付順とする。

詳細については、対象者に別途通知する。

- (2) 結果の通知

審査の結果は、参加者全員に文書で通知する。審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

III その他

1 失格事項

参加表明者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) この要領に定める手続き以外の手法により、選定委員会委員又は事業担当課等関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めたとき。
- (2) 提出期限後に書類の提出があったとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 本要領に違反する表現をしたとき。
- (5) その他選定委員会が本要領に違反すると認めるとき。

2 業務の契約

- (1) 契 約

ア 契約手続きは、小矢部市契約規則（昭和48年小矢部市規則第8号）の定めによるものとする。

イ 小矢部市は、契約締結後においても受託者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

- (2) 契 約 書 小矢部市契約規則の規定に定めるところによる。
- (3) 契 約 内 容 契約書、仕様書、企画提案書等に基づき決定する。

3 留意事項

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、提出された企画提案書等は小矢

部市情報公開条例（平成 12 年小矢部市条例第 30 号）の規定により、企画提案書等の情報公開請求があった場合は、非公開情報を除き、原則公開する。公開することにより、法人その他の団体の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報（事業等のノウハウ等）については、非公開となる。

- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効とするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。
- (4) 採択された企画提案書の著作権は小矢部市に帰属する。
- (5) 企画提案の審査は、提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。

4 その他

- (1) 本プロポーザルの手続きに使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 本プロポーザルに係る一切の費用は、提案者の負担とする。

5 添付資料

- (1) 小矢部市婚活支援事業企画運營業務仕様書 別紙 1
- (2) 質問書（様式 1）
- (3) 参加表明書（様式 2）
- (4) 参加資格誓約書（様式 3）
- (5) 参加辞退届（様式 4）
- (6) 企画提案提出書（様式 5）
- (7) 企画提案評価項目表（評価基準） 別紙 2